別記様式（第5条関係）

上下水道異常水量認定申請書

年　月　日

恵庭市公営企業
恵庭市長　　様

住所
氏名　　㊞
電話番号

下記のとおり漏水場所の修理を完了しましたので、恵庭市水道事業給水条例第28条の規定に基づき、上下水道使用量に関する異常水量の認定を申請します。

申請者記入欄	水道使用者名		
	使用場所	恵庭市	
	漏水発見日	年　月　日	
	発見方法	□自分で　□検針で　□業者で □その他（　　）	
	給水装置工事事業者に修理を依頼しましたか。	□ はい □ いいえ （理由： 自己修理 ・ 修理不要 ・ その他　　） ※いいえの場合、漏水原因（　　）	
工事事業者記入欄	修理受付日	年　月　日	
	メーター番号		
	漏水場所及び内容	①	□可視　□不可視(壁の内側、床下など)
		②	□配管　□埋設管　□トイレ　□台所 □ボイラー　□風呂　□洗面台　□散水栓 □その他（　　）
		③	□故障　□破裂　□劣化、腐食、磨耗 □誤出水（操作ミス、締め忘れ）　□その他（　　）
	修理内容	（修理内容、修理使用材料の企画や数量などを具体的に記入すること）	
	修理完了日	年　月　日	修理後指針　　㎥
	工事事業者	上記の漏水場所・内容について修理が完了したことを証明します。	
		恵庭市指定給水装置工事事業者　□登録済　□未登録	
		住所	
		事業者名　　㊞	

異常水量として認定された場合に料金が減額され、既にお支払済みの料金を還付させて頂く場合があります。お客様の還付先口座を下記より選択してください。	
□	①通常の料金支払いに利用している口座に振込みを希望します。
□	②振込口座を指定します。 又は、通常の料金は納付書で支払っているため新たに振込口座を指定します。 ※②を選択する場合は、後日必ず恵庭市水道お客様センター（33-3166）へ指定する振込口座情報をご連絡ください。

＜注意事項＞

・漏水内容によっては、認定の対象とならない場合があります。

・『恵庭市指定給水装置工事事業者』以外で修理を行った場合は、修理内容が確認できる書類を添付して下さい。

・修理完了日より3ヶ月を経過した後に本申請書の提出があった場合は認定対象外となります。